

枚方市障害者計画(第5次)、枚方市障害福祉計画(第8期)、及び 枚方市障害児福祉計画(第4期)の策定について

1. 計画の位置づけについて

「枚方市障害者計画」(以下「障害者計画」という。)は「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めているものです。「障害者計画(第4次)」については、令和3年度から令和8年度の6か年を計画期間としており、次期計画として令和8年度中に「障害者計画(第5次)」を策定します。

「枚方市障害福祉計画」(以下「障害福祉計画」という。)は「障害者総合支援法」、「枚方市障害児福祉計画」(以下「障害児福祉計画」という。)は「児童福祉法」に基づき、本市の障害福祉サービス等の量の見込みやサービス確保のための方策等を定めているものです。

「障害福祉計画(第7期)」及び「障害児福祉計画(第3期)」は、計画期間を令和6年度から令和8年度の3か年としており、次期計画として令和8年度中に「障害福祉計画(第8期)」及び「障害児福祉計画(第4期)」を策定します。

計画名	主な内容	計画期間
障害者計画	市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、施策を総合的かつ体系的に示す	6年間
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間

2. 計画の策定方法について

第5次障害者計画、第8期障害福祉計画、及び第4期障害児福祉計画の策定にあたっては、社会福祉審議会にて諮問させていただき、国の動向や現状の計画の実績等を踏まえながら、ご審議いただく予定です。

なお、自立支援協議会幹事会は社会福祉審議会 障害福祉専門分科会において計画策定にかかるワーキングチームとすることが了承され、今後、計画内容について協議を行い、その内容を社会福祉審議会 障害福祉専門分科会にフィードバックしてまいります。

また、審議においては、障害者やその家族を取り巻く状況や様々なニーズを把握するためのアンケート調査や、計画素案に関する市民意見聴取等を活用し、障害者等のご意見を踏まえながら策定に取り組めます。

■令和7年11月に以下の対象者に対しアンケートを実施

- ①市内在住の障害者手帳所持者やその家族等 2,500人(18歳以上:2,100人、17歳以下:400人)
- ②市内障害福祉サービス事業所等 約380か所
- ③市内障害福祉関係団体 約40団体

3. 経過と策定スケジュールについて(予定)

令和7年(2025年)10月 社会福祉審議会に障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について諮問

以後、随時、同審議会障害福祉専門分科会にて審議

11月 障害者へのアンケート調査の実施

令和8年(2026年) 3月 専門分科会にてアンケート調査結果を報告

11月 市民福祉委員協議会へ3計画素案についての報告

12月 3計画素案について市民意見聴取(障害児からの意見聴取を含む)の実施

令和9年(2027年) 1月 社会福祉審議会から3計画(案)についての答申

2月 市民福祉委員協議会に3計画(案)の報告

3月 3計画の策定・公表